

平成24年度福島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成24年度福島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,370,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		25,718,789	1,500,000	27,218,789
	1 一般会計繰入金	17,718,789	1,500,000	19,218,789
歳入	合計	61,870,526	1,500,000	63,370,526

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		61,870,526	1,500,000	63,370,526
	1 公 債 費	61,870,526	1,500,000	63,370,526
歳 出 合 計		61,870,526	1,500,000	63,370,526

平成24年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,208,910千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,931,560千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰 入 金		4,350,783	758,910	5,109,693
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,350,783	758,910	5,109,693
7 県 債		3,632,000	450,000	4,082,000
	1 県 債	3,632,000	450,000	4,082,000
歳 入 合 計		8,722,650	1,208,910	9,931,560

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 小名浜港港湾整備事業費		5,737,375	308,887	6,046,262
	2 荷役機械整備費	273,442	182	273,624
	3 上屋管理運営費	58,568	49	58,617
	4 港湾施設管理運営費	56,830	308,656	365,486
2 相馬港港湾整備事業費		2,977,952	900,023	3,877,975
	1 ぶ頭埋立造成費	2,899,393	900,012	3,799,405
	3 港湾施設管理運営費	9,744	11	9,755
歳 出 合 計		8,722,650	1,208,910	9,931,560

第 2 表 繰越明許費補正

(単位千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 相馬港港湾整備事業費			850,000	1,277,500
	1 ふ頭埋立造成費		850,000	1,277,500
		災害復旧事業	750,000	1,177,500
合	計		2,503,000	2,930,500

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧費 (相馬港港湾整備事業費 (ふ頭埋立造成費))	1,110,000	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により繰上 償還をし、償還年限を短 縮し、又は借換えをする ことができるものとする。	1,560,000	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により繰上 償還をし、償還年限を短 縮し、又は借換えをする ことができるものとする。
計	3,632,000				4,082,000			

平成24年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成24年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,935,087千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		2,951,285	△639	2,950,646
	1 負 担 金	2,951,285	△639	2,950,646
4 繰 入 金		9,521,621	610	9,522,231
	1 一 般 会 計 繰 入 金	9,521,621	610	9,522,231
歳 入 合 計		15,935,116	△29	15,935,087

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		15,935,116	△29	15,935,087
	1 管 理 費	8,245,321	△29	8,245,292
歳 出 合 計		15,935,116	△29	15,935,087

平成24年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成24年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
支出			
第1款 工業用水道事業費用	2,366,514千円	△14,194千円	2,352,320千円
第1項 営業費用	2,045,075千円	△14,194千円	2,030,881千円

（資本的支出の補正）

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,103,250千円は、過年度分損益勘定留保資金349,521千円及び当年度分損益勘定留保資金753,729千円で補填するものとする。）。

科目	既決予定額	補正予定額	計
支出			
第1款 資本的支出	1,956,367千円	△180千円	1,956,187千円
第1項 建設改良費	1,114,208千円	△180千円	1,114,028千円

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
企業局財務会計システム運用事業	平成24年度から 平成30年度まで	53,395千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	295,060千円	△13,954千円	281,106千円

平成24年度福島県地域開発事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成24年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
支出			
第1款 地域開発事業費用	4,452,576千円	△3,575千円	4,449,001千円
第1項 営業費用	3,909,461千円	△3,575千円	3,905,886千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額196,911千円は、過年度分損益勘定留保資金196,911千円で補填するものとする。）。

科目	既決予定額	補正予定額	計
収入			
第1款 資本的収入	2,043,768千円	1,664,000千円	3,707,768千円
第1項 企業債	2,040,000千円	1,664,000千円	3,704,000千円
支出			
第1款 資本的支出	3,903,329千円	1,350千円	3,904,679千円

第1項 白河複合型拠点整備事業費

2,039,329千円

1,350千円

2,040,679千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局財務会計システム運用事業	平成24年度から 平成30年度まで	11,721千円

(企業債の補正)

第5条 企業債を次のとおり補正する。

補 正 前		補 正 後			
起債の目的	限 度 額	起債の方法		利率	償 還 の 方 法
工業団地造成事業費	2,040,000千円	1	借入方法 普通貸借	年 10 % 以 内	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 銀行等引受資金		
起債の目的	限 度 額	起債の方法		利率	償 還 の 方 法
工業団地造成事業費	2,040,000千円	1	借入方法 普通貸借	年 10 % 以 内	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償
		2	借入資金 銀行等引受資金		

還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

元利金債	1,664,000千円	1 借入方法	普通貸借	年 10 %
		2 借入資金	銀行等引受資金	以 内

起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	91,671千円	△2,250千円	89,421千円

平成24年度福島県立病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成24年度福島県立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 病院事業費用	12,987,963千円	△399,034千円	12,588,929千円
第1項 医業費用	12,778,196千円	△399,034千円	12,379,162千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することができない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	7,271,429千円	△397,169千円	6,874,260千円

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
会津医療センター電子カルテシステム 改修等事業費	平成24年度から 平成25年度まで	34,224千円

会津医療センター医療消耗備品等購入
事業費

平成24年度から
平成25年度まで

85,008千円